

継手装置事件（審決取消請求事件）	
事件の表示	平成 25 年（行ケ）第 10034 号 判決言渡：平成 25 年 9 月 3 日 担当部：知財高裁第 2 部
判決	審決取消
参照条文	特 29 条 2 項
キーワード	進歩性、動機付け

1. 事案の概要

原告らは、「継手装置」に係る発明の特許出願（特願 2009-184095 号）が拒絶査定を受けたことに対して、不服の審判請求をした（不服 2012-7737 号）が、拒絶審決がなされた。本件は、この審決に対して原告らが提起した取消訴訟であって、容易想到性の判断について誤りがあったとして審決が取り消された事案である。

2. 特許請求の範囲の記載

審判において審理の対象とされた請求項 1 に係る本願発明は以下のとおりである。

「接続対象物と接続される継手装置（1）であって、

前記継手装置（1）は、前記接続対象物と溶接で接続される溶接性の良好な第 1 の継手部材（2）と、

該第 1 の継手部材（2）の一部を露出した状態で鋳包むことにより、前記第 1 の継手部材（2）と一体的に形成されている鋳鉄製の第 2 の継手部材（3）とを備え、

前記第 1 の継手部材（2）は、前記第 2 の継手部材（3）内に埋め込まれた端面と、前記端面の周方向に間隔を存して配置され、前記端面の外側縁から中央に向けて延び、かつ、前記端面に対して垂直に形成され前記端面の周方向に離間した内壁面（7）を有する複数の切欠き部（6）とを備え、

前記内壁面（7）間の間隔が前記端面の外側縁に近づくにつれて拡開されていることを特徴とする継手装置。」

3. 審決の理由の要点

審決の概要は、「本願発明は、刊行物 1（特開 2001-99367 号公報，甲 1）に記載された引用発明及び刊行物 2（特開平 9-168807 号公報，甲 2）に記載された刊行物 2 発明に基づいて、本件出願当時、当業者が容易に発明をすることができたもので、進歩性を欠く。」というものである。

具体的には、本願発明が「前記第 1 の継手部材は、前記第 2 の継手部材内に埋め込まれた端面と、前記端面の周方向に間隔を存して配置され、前記端面の外側縁から中央に向けて延び、かつ、前記端面に対して垂直に形成され前記端面の周方向に離間した内壁面を有

する複数の切欠き部とを備え、前記内壁面間の間隔が前記端面の外側縁に近づくにつれて拡開されている」のに対し、引用発明はこのような構成を備えていない点を相違点と認定した上で、かかる相違点について以下のような判断がなされている。

「引用発明の複合継手部材を、道路標識のポールとの連結部分に用いた場合には、本体1と筒状部20との連結部に、接合されるパイプPから引張力が作用するのに加え、道路標識の重力や、道路標識が受ける風等により捻り力（トルク）も作用することは、技術的に自明の事項であり、引用発明の複合継手部材には、捻り力に対して本体1と筒状部20との一体化をより強固なものにするという技術的課題が内在しているといえる。

一方、引用発明及び刊行物2に記載された技術的事項は、ともに複数の部品を鋳ぐるみ鋳造によって一体的に形成する技術に関するものであるところ、刊行物2には、その記載事項並びに図1及び6からみて、超硬リング（2）が、鋳ぐるみ金属（30）内に埋め込まれた端面と、端面の周方向に間隔を存して配置され、端面の外側縁から中央に向けて延び、かつ、端面の周方向に離間した内壁面を有する複数の凹凸面（21）とを備えるとともに、内壁面間の間隔が端面の外側縁に近づくにつれて拡開するように形成されていることが記載又は示唆されている。

複数の部品を鋳ぐるみ鋳造によって一体的に形成する複合部品に関する技術分野において、鋳ぐるみ部品の抜けや空回りを防止するために、鋳造時に溶融した材料が流入する部分の形状を端面に対して垂直に形成することは、従来周知の技術手段（甲1の図5の周溝25、甲2の図3の突条22）にすぎない。

引用発明の複合継手部材において、捻り力（トルク）に対して本体1と筒状部20との一体化をより強固なものにするために、筒状部20の端面に、刊行物2発明、及び従来周知の技術手段を適用したものは、端面に対して垂直に形成され、その間隔が端面の外側縁に近づくにつれて拡開されている内壁面を具備することになり、このような構造を有することで、捻り力（トルク）を外周側に集中させずに万遍なく内壁面で受けさせて変形防止と耐久性の向上を確実なものにできることは、当業者に自明である。

本願発明が奏する効果も、引用発明、刊行物2発明、及び従来周知の技術手段が奏するそれぞれの効果の総和以上の格別顕著な効果を奏するものとは認められない。

したがって、本願発明は、引用発明及び刊行物2発明、並びに従来周知の技術手段に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。」

4. 裁判所の判断

裁判所は、本願発明と引用発明との相違点については審決と同様の認定をした上で、引用発明に刊行物2発明を適用することの容易想到性について、以下のように判断している。

「しかしながら、刊行物2発明は、鉄鋼線材、棒材等の圧延に使用されるロールに関するものであって、本願発明や引用発明が継手装置に関するものであるのとは、技術分野を異にしている。また、刊行物2発明の超硬リング2は筒状形状といえるとしても、刊行物

2発明の超硬リング2とロール本体1（鋳ぐるみ金属30）との配置構造は、本願発明や引用発明の第1の継手部材（筒状部20）と第2の継手部材（本体1）との配置構造とは異なり、超硬リング2はロール本体に完全に埋め込まれているため、ロール本体1から超硬リング2が抜けることのない構造であり、引張、圧縮力が作用した場合に本体を係止可能な抜け止めのために、本体と筒状部の一体化を求める引用発明とは解決課題を異にしている。

そうすると、引用発明と刊行物2発明が、複数の部品を鋳ぐるみ鋳造によって一体的に形成する複合部品に関する技術という点で共通するとしても、引用発明に刊行物2発明を適用することが、当業者にとって容易に着想し得るとはいえない。

（3）また、仮に、引用発明に刊行物2発明を適用するとしても、刊行物2発明の超硬リングは、刊行物2の図6のように波状に連続した凹凸面であって、本願発明のように端面に対して垂直に形成されていないから、直ちに本願発明の相違点に係る構成となるものでないところ、引用発明に刊行物2発明を適用する際に、波状に連続した凹凸面を端面に対して垂直なものに変更することが、当業者にとって設計的な事項であるとはいえない。そして、複数の部品を鋳ぐるみ鋳造によって一体的に形成する複合部品に関する技術分野において、鋳ぐるみ部品の抜けや空回りを防止するために、鋳造時に溶融した材料が流入する部分の形状を端面に対して垂直に形成することが、従来周知の技術手段（甲1の図5の周溝25、甲2の図3の突条22）であるとしても、引用発明に刊行物2発明を適用して、筒状部（第1の継手部材）の端面に波状に連続した凹凸面を形成した上で、さらに上記周知の技術手段を適用して、波状に連続した凹凸面を端面に対して垂直な凹凸面に変更することの動機付けがあるとはいえず、そのような構成を採用することが当業者にとって容易に想到し得ることとはいえない。

5. コメント

本件は、技術分野及び解決課題の相違から、引用発明に刊行物2発明を適用することが非容易であると判断された。技術分野及び解決課題の相違の程度から考えて、妥当な判断であると感じる。さらに本件では、仮に引用発明に刊行物2発明を適用したとしても、本願発明に至るにはさらに周知技術を適用する必要がある、そのような周知技術を適用することが設計事項とは言えず、しかも周知技術を適用する動機付けもないことから、やはり非容易であるとの判断がなされている。

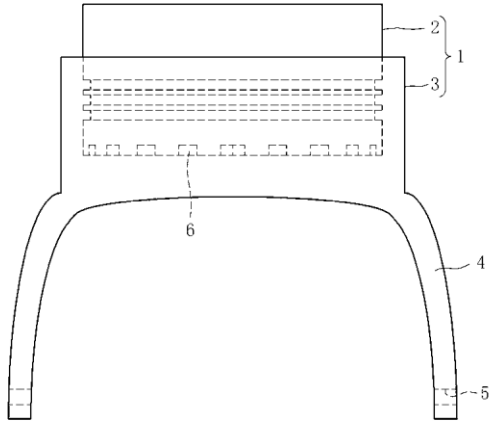
審査において相違点が周知技術にすぎないと認定された場合には、反論の糸口が見つけないことがある。そのような場合には、周知技術を適用するための動機付けがないことを主張することが、反論手法の1つとなり得ることを心に留めておきたい。

以上

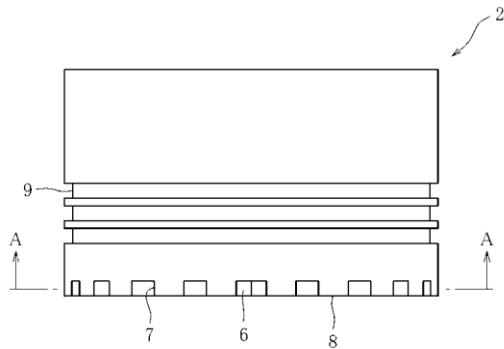
参考図面

(1) 本願の図1、図2、図3

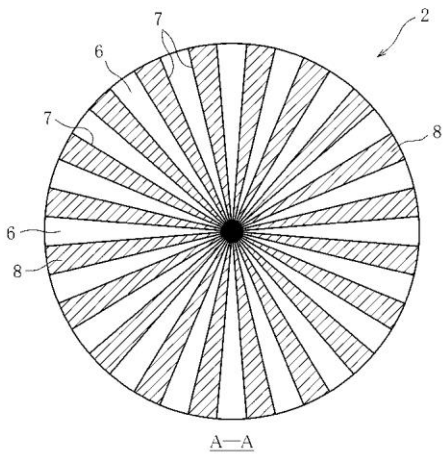
【図1】本発明に係る継手装置の正面図である。



【図2】本発明に係る継手装置に用いる第1の継手部材の正面図である。

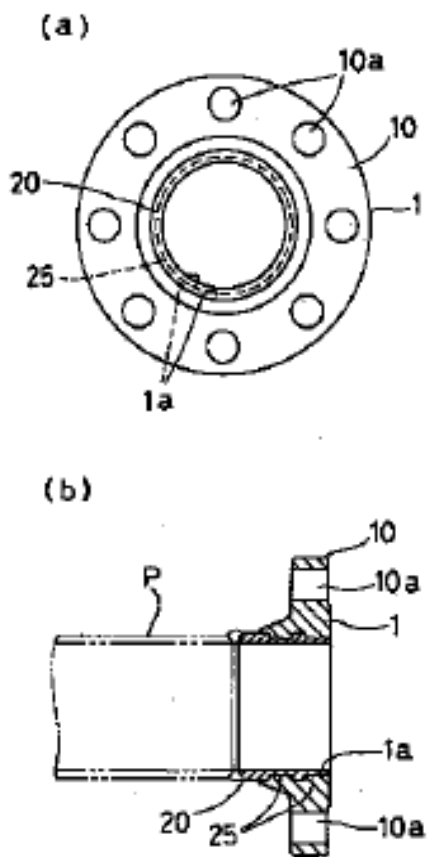


【図3】図2のA-A断面図である。

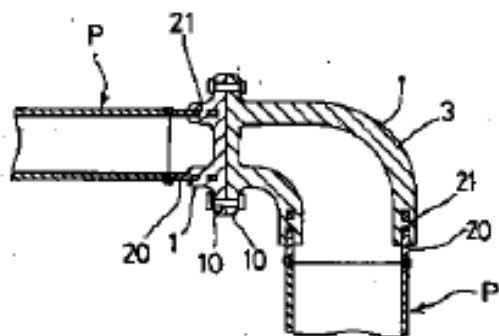


(2) 刊行物1の図4、図9

【図4】第3実施形態の複合継手部材の説明図で、(a)は正面図、(b)は側面断面図である。

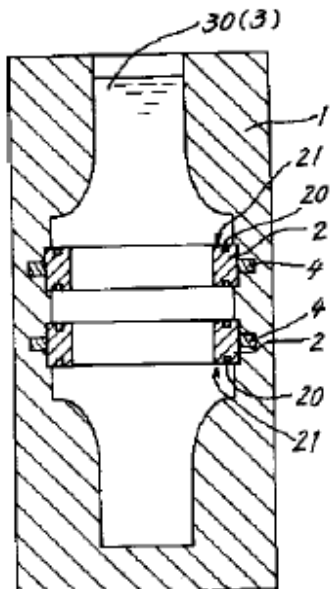


【図9】他の実施形態の複合継手部材の側面断面図である。

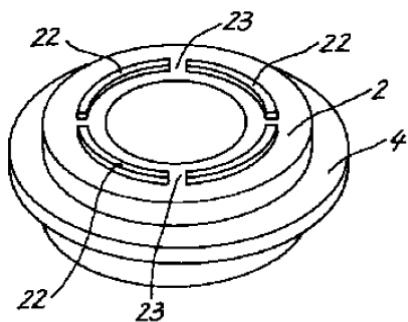


(3) 刊行物2の図1、図3、図6

【図1】本発明の製法を説明するための鋳型の断面図である。



【図3】超硬リングの第2実施例の斜面図である。



【図6】超硬リングの第5実施例の斜面図である。

